

役員給与規程 一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(地域手当)</u> <u>第5条 地域手当は、常勤役員に対して支給する。</u> <u>2 常勤役員に対する地域手当の支給は、機構の職員に対する地域手当の支給の例による。</u></p>	<p><u>(地域手当)</u> <u>第5条 地域手当は、千葉県千葉市に在勤する常勤役員に対して支給する。</u> <u>2 地域手当の月額は、本俸の月額に100分の3.5を乗じて得た額とする。</u></p>